

令和5年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 事業計画

【継続事業】

1. 飛島公共交通バスの運行

一般乗合旅客自動車運送事業、路線定期運行にて、令和2年10月1日改正ダイヤによる運行を継続する。

(1) 飛島公共交通バス（名港線）

「平日；27便／日」「土祝；17便／日」

(2) 飛島公共交通バス（蟹江線）

「平日 蟹江駅行き；29便／日」「分館行き；30便」

「土日祝 蟹江駅行き；15便／日」「分館行き；15便」

※いずれも国の地域公共交通確保維持事業のうち、地域間幹線系統補助を活用し運行する予定

2. 海南病院通院支援タクシーの運行

一般乗合旅客自動車運送事業、区域運行にて、令和元年10月1日改正ダイヤによる運行を継続する。

○海南病院通院支援タクシー

飛島村内47か所の停留所と海南病院を結ぶ路線

「海南病院行き 7:30 発～13:30 発まで計7便」

「飛島村行き 11:00 発～17:00 発まで計7便」

3. バスロケーションシステムの稼働継続

利用者の利便性向上のため、平成29年1月1日から使用している、バスロケーションシステム（Bus Go!）の稼働を継続する。

4. 利用促進活動

(1) 広報活動・利用促進活動等の実施

- ・村公式ホームページ、広報等により情報発信、広報活動を行う。
- ・イベント開催時にパネルを展示しPRするとともに、バス便りを配布し公共交通を身近に感じることのできる取り組みを実施する。

(2) 蟹江線1日無料運行の実施

村内外からの来場者が見込める「とびしまルシェ」の開催時にあわせ、通常運行に加え、臨時便を設定し、終日無料運行とする。

(3) バス車両協賛広告事業の実施

サポーター制度の一環として、バス車両協賛広告事業を実施する。

5. 法定協議会の開催

予算・決算及び事業評価活動等の結果に基づく次年度事業計画の検討・承認のため、年3回程度、法定協議会を開催する。